

申請先・問い合わせ先は学校、教育委員会ではありません

～学習塾費用助成に対する利用者の募集をしています～

就学援助受給世帯及び生活保護受給世帯の中学生が、学習塾サービスを受けることで、学力の向上を図り、本人が希望する高校に進学できることを目的に学習塾費用の一部助成を行います。

1 対象者

以下の①、②のどちらにも当てはまる方

- ① 大分市内に居住している中学生又は特別支援学校中等部に在籍している方
- ② 就学援助、生活保護又は就学奨励費（支弁区分第Ⅰ段階に限る。）を受給している世帯

2 提出書類

- ・申請書（大分市子どもの学習支援事業助成申請書：別紙第1号様式）
- ・就学援助受給世帯については、大分市教育委員会が発行する「就学援助の決定について」の写し
- ・就学奨励費受給世帯については、大分市(県)教育委員会又は学校より発行する「特別支援教育就学奨励費支給決定通知書（以下、「就学奨励費決定通知書」という。）の写し
- ・生活保護受給世帯については、添付書類はありません。

3 助成金額及び支払方法

1人月額1万円を上限に学習塾からの請求に基づき、市役所が学習塾に対し支払う。

（なお、令和2年度から、中学校第3学年又は第3学年に準ずる学年に在籍している場合における7月、8月、12月及び1月については、1人月額1万5千円を上限とします。）

4 助成範囲

1人につき1か所の学習塾（教室型）でかかる費用（月謝・教材費・テスト代）

科目は5教科（国語・社会・数学・理科・外国語（英語））に限る

5 申請から利用までの流れ

- ① 本事業の助成を希望される方は毎月20日までに、申請書一式を「大分市子どもの学習支援事業運営事務局（以下、「運営事務局」と記載します。）」宛てに郵送等で提出してください。※助成決定月の翌

月から助成の対象期間となります。

- ② 運営事務局は申請書一式を取りまとめて市役所に提出します。
- ③ 市役所は対象者確認後、運営事務局に決定または申請却下通知書を渡します。
- ④ 運営事務局は各家庭に「大分市子どもの学習支援事業助成決定通知書決定（または不決定通知書）」を送付します。なお、決定の方には最新の指定学習塾リストを同封して送付します（指定学習塾リストについては、毎月初めにホームページにて更新します。インターネット環境のない方は運営事務局に電話又はFAXでお問い合わせください。）。
- ⑤ 「大分市子どもの学習支援事業助成決定通知書（以下、「決定通知書」と記載します。）」と子どもの中学校等の「生徒証明書」又は「健康保険証」等、本人確認できるものを持って、指定学習塾リストにある学習塾へ行き、入会手続きをしてください。
- ⑥ 月謝等が1万円を超える分や入会費等は、学習塾から請求がありますので、学習塾にお支払いください。
- ⑦ この事業で知り得た個人情報については、事業実施に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

6 注意事項

- ① この制度を利用した学習塾通塾中に、連続して概ね **2 か月間、特別な理由がなく通塾できていない場合は、2 か月目の学習塾費用の助成ができません。**
- ② 費用助成決定の期間内であっても、**市外に転出した翌月から費用助成の資格がなくなります。**もし市外転出翌月以降も費用助成を利用した場合は、利用額の返還を求めることとなります。
- ③ 決定通知書を紛失した場合は学習塾の申込ができませんので、運営事務局に再発行の手続きを行ってください。
- ④ 学習塾費用の助成金は、生活保護制度における収入の認定となりません。
- ⑤ 学習塾助成金を利用して学習塾に行っている利用者や保護者に対して、定期的にアンケートを実施させていただきます。本事業の効果の検証、事業運営改善のため、ぜひご協力をお願いします。

7 申請先・問い合わせ先

大分市子どもの学習支援事業運営事務局（大分市委託事業）

住所 〒870-1123 大分市大字寒田4 1 5 番地の1

名称 グリーンコープ生活協同組合おおいた

電話 535-8550 FAX 535-8552

その他不明な点等ありましたら、運営事務局にお問い合わせください。個人情報の保護は遵守されます。

※学校や教育委員会は、申請先・問い合わせ先ではありませんのでご注意ください。